

『令和2年3月16日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和2年3月定例会】

(令和2年度関係議案)

委員長 江袋正敬

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を、順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「継続費」及び第4条第4表「地方債」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、保育所費にかかわり、保育所指定管理者管理運営委託料の増額理由について問われ、これに対して、公設公営保育所のうち1施設において指定管理者制度を導入するためであるとのことであります。

このほか、障害者総合支援事業費にかかわり、手話通訳者派遣業務委託料の増額理由について、私立幼稚園支援費にかかわり、私立幼稚園事務費交付金の内容について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、保育所費にかかわり、新たに1施設において、指定管理者制度を導入する経費が計上されている点について、公立保育所が担うべき、保育の公平性、質の平準化、地域の中での保育を応援する施設としての役割を果たせなくなることから反対するとの意見。

また、児童福祉費にかかわり、民間保育所・認定こども園の整備に対する補助金を計上し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育・保育の無償化に対応していることは評価できる。

保育所の指定管理者制度による運営についても、5年間という指定期間は、保育環境を取り巻く社会情勢に適宜対応した柔軟な保育の提供が図られるものである。

4月からは子ども発達相談センターも開所され、子どもの発達に不安を抱える保護者のワンストップ相談窓口となることが期待でき、今後も子ども・子育て支援に関する各種施策を適切に実施していくことを求め、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、歳出の部、第3款及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表及び第4条第4表は、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第14号「川口市介護保険事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、生活支援体制整備事業費にかかわり、システム開発・保守委託の内容について問われ、これに対して、生活支援サービス等の地域資源の管理や情報公開ができるデータベースシステムを新たに導入するものであるとのことであります。

このほか、任意事業費にかかわり、認知症高齢者見守り事業の内容について、保険給付費等支払基金積立金にかかわり、基金積立金の概要について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第15号「川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、母子父子寡婦福祉資金貸付費にかかわり、貸付金の増額理由について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」及び当該歳出に係る歳入を一括議題といたしましたところ、食品衛生費にかかわり、食品衛生事業の内容について問われ、これに対して、駅周辺飲食店街一斉パトロールや、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う食中毒予防対策として、ホテル等への重点監視・指導を行うものであるとのことであります。

このほか、保健衛生総務費にかかわり、小児夜間等救急診療委託料の内訳について、火葬事業費にかかわり、工事請負費における補修工事の内容について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第4款第1項及び当該歳出に係る歳入は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第33号「川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第34号「川口市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、動物愛護管理員の資格の有無について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第35号「川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、改正の経緯について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第12号「川口市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、近年の現年度課税分に係る収納率の推移について問われ、これに対して、平成28年度が85.09パーセント、29年度が86.47パーセント、30年度が87.82パーセントであるとのことであります。

このほか、賦課限度額を引き上げることによる影響について、特定健康診査等事業費にかかわり、保健指導委託料の増額理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、賦課限度額の引き上げは、被保険者への負担が重くな

ることから、市として見直すのではなく、応能負担の原則に基づき国民健康保険税の抜本的な改革を進めることが必要と考えることから反対するとの意見。

また、被保険者数が減少しているなかで、国の財政支援の拡充と保険税の確保などによって、一般会計からの法定外繰入がほぼ解消される見込みとなったことは評価できる。

今後も、国・県支援金の確保に努めるとともに、収納率の更なる向上や医療費の適正化などに取り組み、国民健康保険財政を安定的に運営することを求め、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第36号「川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、改正の経緯について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、賦課限度額の引き上げは、被保険者への負担が重くなることから、市として見直すのではなく、応能負担の原則に基づき国民健康保険税の抜本的な改革を進めることが必要と考えることから反対するとの意見。

また、賦課限度額を法定の上限額まで引き上げることは、所得が一定以上の高所得者に応分の負担を求めることにより、中間所得層の負担増の抑制を図るものであり、今回の条例改正は、やむを得ないものとする。

安定的な国民健康保険制度の運営と維持のため、新制度による影響を十分見据えた上で、更なる収納率向上と各種財源の確保に、市が引き続き取り組んでいくことを求め、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第13号「川口市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、令和2・3年度の保険料率の改定内容について問われ、これに対して、応能分である所得割率は平成30・31年度と比較し0.1ポイント増となり、低所得者への影響が大きい応益分である均等割額は据え置かれるとのことであります。

このほか、一般管理費にかかわり、健康診査事業における近年の受診率の推移について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、制度発足当初から続く低所得者に対する均等割りの軽減措置が、年々縮小されており、高齢者の命と暮らしに対して大きな影響を与えることから反対するとの意見。

また、保険料軽減特例を段階的に見直す措置については、現役世代にのみ負担を求めるのではなく、支え合いの仕組みを維持していくために必要な見直しである。

令和2年度の保険料率改定は、均等割額を据え置き、低所得者にも配慮した

ものであり、今後も、保険料の収納促進に努めることを求め、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第17号「川口市立看護学校事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、一般管理費にかかわり、工事請負費における改修工事の内容について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第26号「川口市病院事業会計予算」を議題といたしましたところ、医業費用にかかわり、緩和ケア病棟の整備内容について問われ、これに対して、患者のクオリティ・オブ・ライフの確保を念頭に、個室18室や、患者の家族にも配慮した家族控室等を整備する予定であるとのことであります。

このほか、収入にかかわり、一般会計負担金の増額理由について、医業費用にかかわり、未収金回収業務委託料の積算根拠について等、質疑応答の後、討論へと移行し、厳しい経営状況のなか、これまでの経営努力は評価できる。

今後も地域に望まれる公的病院としての責任を果たすとともに、緩和ケア病棟稼働に向けた準備を滞りなく進めていただくことを求め、賛成するとの意見が述べられたる後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。